

事 務 連 絡  
令和2年3月17日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿  
北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農村振興局整備部設計課  
施工企画調整室長

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた工事の実施について

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた工事の適切な工期の確保について」(令和2年3月12日付け農村振興局整備部設計課施工企画調整室長事務連絡)を發出し、工事の工期延長及び一時中止並びに繰越措置を適切に行うよう通知したところであるが、工事で使用する資材、機材及び機器類(以下「資材等」という。)について、納期への影響が生じている状況がみられているところであることから、今後入札手続きを行う工事の実施に当たっては、下記のとおり適切に対応されたい。

#### 記

- 1 資材等の調達に支障のないよう、工事の発注に当たっては、早期発注、余裕期間制度の活用などにより、調達期間の十分な確保に努めること。
- 2 余裕期間は、「工事における余裕期間制度の試行について」(令和2年1月14日付け農村振興局整備部設計課長通知)に基づき、原則として工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で設定することとしているが、当該影響によりこの期間を超える余裕期間を設定する必要がある場合には、調達状況に応じた余裕期間を設定するよう適切に対応すること。
- 3 納期への影響により工期延長及び一時中止が必要となった場合の対応について、特別仕様書に次のとおり条件明示すること。

[記載事項]

- 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。